


鴻巣市 (埼玉県)

(2006年4月7日現在)

1. 新市の基礎情報

合併の期日：2005年10月1日	合併の方式：新設・ 編入	
市となるべき要件の特例の適用：有 (人口要件・市の全域を含む新設合併)・ 無		
人口 ⁽¹⁾ ：120,271人 (高齢化率 ⁽²⁾ 13.1%)	面積 ⁽³⁾ ：67.49k m ²	
議員数 ⁽⁴⁾ ：55人 (法定上限34人)	一般職員数 ⁽⁵⁾ ：880人	
財政力指数 ⁽⁶⁾ ：0.745	経常収支比率 ⁽⁷⁾ ：90.5%	
2004年度歳入予算額 ⁽⁸⁾ ：34,507,823千円		
うち、地方税13,649,248千円、地方交付税4,400,000千円		
合併特例債発行予定額22,929百万円／同限度額32,756百万円		
産業構造 ⁽⁹⁾ ：第一次産業4.8%、第二次産業30.6%、第三次産業64.7%		

(出典) (1)(2)(9)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。
 (4)：合併時の数。 (5)：職員課調べ。 (6)：交付税算定台帳。 (7)：1市2町合算数値より推計。 (8)：2004年度当初予算額。

2. 合併関係市町村の基礎情報

関係市町村	人口 ⁽¹⁾	高齢化率 ⁽²⁾	面積 ⁽³⁾	議員数 ⁽⁴⁾	一般職員数 ⁽⁵⁾	財政力指数 ⁽⁶⁾	経常収支比率 ⁽⁷⁾
旧鴻巣市	84,100人	12.4%	35.87k m ²	26人	497人	0.70	81.9%
旧吹上町	28,169人	13.4%	15.04k m ²	16人	233人	0.67	86.9%
旧川里町	8,002人	19.9%	16.58k m ²	14人	85人	0.46	83.9%

(出典) (1)(2)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。
 (4)：合併直前の定数。 (5)(6)(7)：2003年度「市町村別決算状況調」。

3. 合併の特徴

<p>(1) 合併の理由・目的<①合併の大きな流れ、⑤財政状況、⑥行政改革></p> <p style="padding-left: 20px;">三位一体の改革に伴う補助金や地方交付税の削減など、厳しい財政状況のなか、できるだけ行政サービスを低下させないために最大の行政改革である合併を選択したため。</p>
<p>(2) 合併のプロセスで重視したこと<①関係市町村間の合意、②住民の理解、⑧事務事業の調整></p> <p style="padding-left: 20px;"><最も重視したことの具体的な内容></p> <p style="padding-left: 40px;">合併するには首長や議会の合意が必要となるが、旧吹上町は首長のリコール運動や住民投票の実施のほか、合併関連議案の議決についても僅差の可決となった。</p>
<p>(3) 中心となって合併を推進した人物・団体等<①首長、②議会・議員></p> <p style="padding-left: 20px;"><合併推進の具体的な活動></p> <p style="padding-left: 40px;">首長及び議会・議員ともに消防やごみ処理関係で構成されている一部事務組合の構成市町に対し、合併協議会への参加などについて働きかけた。</p>

4. 合併協議

(1) 今回の合併以前における合併協議の経緯	
特になし。	
(2) 合併関係市町村以外の市町村との合併協議	
特になし。	
(3) 合併関係市町村の従前のつながり	
④一部事務組合（複合的一部事務組合を含む）の構成市町村の一部、⑥広域連合の構成市町村の一部、⑩大都市周辺地域広域行政圏の構成市町村の一部、⑪生活圏が一致	
(4) 合併の端緒	
鴻巣市と川里町は 2003 年 9 月に法定合併協議会を設置していたが、吹上町は 2004 年 4 月に合併協議の枠組みを決める住民投票を行い、その結果、鴻巣市・川里町との合併協議に加わった。	
(5) 任意の合併協議会（設置していない）	
構成メンバー	
運営上の工夫	
(6) 法定協議会（設置期間：2004 年 7 月 15 日～2005 年 9 月 30 日）	
住民発議等	有（直接請求・住民発議）・ <input type="checkbox"/> 無
構成メンバー	首長、助役各 1 名、議員各 5 名、住民各 5 名、都道府県職員（埼玉県中央地域創造センター所長） 計 37 名
運営上の工夫	1. 住民への情報提供として、合併協議会だよりの発行、ホームページの開設、会議資料及び会議録等を公共施設へ配置した。 2. 合併期日を 2005 年 9 月としたことから、協議期間が短いため、必要に応じて合併協議会の開催前に事前に各市町が協議会委員に対して説明を行った。
(7) 基本 5 項目（①方式、②期日、③名称、④事務所の位置、⑤財産）	
< 協議を行ううえでの工夫 >	
特になし。	
< 協議開始および決定の時期 >	
	(①方式) (②期日) (③名称) (④位置) (⑤財産)
協議開始：	04 年 7 月 04 年 7 月 04 年 7 月 04 年 7 月 04 年 8 月
合 意：	04 年 7 月 04 年 7 月 04 年 7 月 04 年 7 月 04 年 8 月
< 決定に至るまでに最も難航した項目と解決策 >	
鴻巣市・川里町・吹上町合併協議会を設置する前に、旧鴻巣市と旧川里町で合併協議会を設置し、その協議の中で基本 5 項目については既に承認を得ていた。その後、旧吹上町で合併の枠組みを決める住民投票を実施し、旧鴻巣市と旧川里町との合併協議に参加することとなったこともあり、特に難航した項目はなかった。	
< 基本項目①「合併の方式」の決定理由 >	
上記の回答のとおりであるが、各市町の人口・面積ともに旧鴻巣市が最大であるため。	
<input type="checkbox"/> 新設 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 編入	

<基本項目②「合併の期日」の決定理由> 旧合併特例法の合併特例債等の財政措置を受けられる期日を目指したため。		2005年10月1日合併			
<基本項目③「新市の名称」の決定手続き・理由> 決定手続：合併協議会で特に異議もなく挙手により決定された。 選定理由：各市町の人口・面積ともに旧鴻巣市が最大であるため。		公募有・無			
<基本項目④「新事務所の位置」とその決定理由・工夫した点> 旧鴻巣市役所を本庁とした。本庁舎の決定に当たっては、庁舎規模及び住民の利便性を考慮し決定した。 (新事務所以外の関係市町村の旧庁舎の取り扱い) 旧吹上町役場及び旧川里町役場を支所とした。		既存施設・新規建設			
<基本項目⑤「財産の取扱い」> (新市に引き継がなかった、または引き継ぐかどうか問題となった財産) 正負ともになし。					
(8) 新市建設計画(計画の対象： <u>全市</u> or 編入された区域)					
計画の期間：10カ年 理由 新市のまちづくりを総合的かつ効果的に推進するためには、中・長期的な展望にたった計画が必要であり、また、合併特例法による財政支援期間でもあるため。					
<策定に当たっての工夫> 編入合併であるため編入される2町に配慮し、全体の基本方針だけでなく、地域ごとにも整備方針を定めた。					
<関係市町村間での調整が難航した項目> 特になし。					
<新市建設計画の特徴または合併の理由・目的を達成するための工夫> 新市の基本方針のほか、地域ごとに整備方針を定めることにより、新市の一体性の確立及び均衡ある発展の推進を目指した。					
<新市建設計画と関係市町村の基本構想、総合計画(基本計画・実施計画等)の内容> 各市町の総合計画を分野ごとに体系化し、各分野ごとに各市町の施策を融合させるようなかたちで盛り込んだ。					
単位：百万円 ()は%		合併前 (2003年度) ⁽¹⁾	財政計画		
			2005年度	2010年度	2015年度
歳入合計		33,984	29,307	30,736	28,446
地方税		13,998(41.2)	14,610(49.9)	14,100(45.9)	13,756(48.4)
地方交付税		4,960(14.6)	4,361(14.9)	4,374(14.2)	4,265(15.0)
歳出合計		32,482	29,307	30,736	28,446
人件費		7,340(22.6)	7,493(25.6)	6,767(22.0)	5,438(19.1)
(参考：一般職員数)		(815人)	(801人)	(731人)	(609人)
公債費		3,175(9.8)	3,097(10.6)	3,802(12.4)	3,860(13.6)
普通建設事業費		4,788(14.7)	2,692(9.2)	3,133(10.2)	2,090(7.3)

(1)2003年度「市町村別決算状況調」の積み上げ

(9) 都市計画区域・用途地域の新たな設定・変更等	
新たな設定・変更等はない。	
(10) 住民への情報提供等	
<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌等の配布（全5号。配布方法：自治会を通して全戸配付） ・住民説明会の開催（延べ21回開催、延べ1,208人参加） ・HPの開設（2004年9月開設、月2回定期更新、アクセス数37,808回） 	
(11) 住民の意向を問う住民投票・調査等の実施	
<p>(名称)：吹上町の合併についての意思を問う住民投票（吹上町のみ実施）</p> <p>(時期)：2004年4月28日</p> <p>(対象者)：公職選挙法第9条第2項に規定する吹上町の議会の議員及び長の選挙権を有するもの。</p> <p>(方法)：投票方式</p>	
(12) 都道府県からの支援	
<p>財政支援：合併準備支援事業交付金 1億円</p> <p>人的支援：合併協議会への県職員の派遣</p>	
(13) 外部コンサルタントへの委託： <input checked="" type="checkbox"/> 有・無	
委託費	8,069千円
委託内容	新市建設計画策定に係る総合業務委託、例規立案・策定支援業務、事務事業一元化業務。

5. 合併の内容

(1) 議員	
特例の適用	<input checked="" type="checkbox"/> 有（定数特例（定数 人）・ <input checked="" type="checkbox"/> 在任特例（在任期間1年7ヶ月）・無
その理由	合併協議で決定した事務事業の調整や新市建設計画の遂行をチェックするため。
(2) 農業委員会の委員	
特例の適用	<input checked="" type="checkbox"/> 有（2006年3月31日まで特例措置を適用）・無
その理由	編入される旧吹上町及び旧川里町には多くの農地があるため、合併に伴い失職すると両町の事情に詳しい委員がいなくなってしまうため。旧吹上町及び旧川里町の選挙による委員は、合併特例法を適用し、旧鴻巣市農業員会の委員の残任期間、引き続き選挙による委員として在任する。また、合併後最初に行われる一般選挙から、選挙による委員の定数は21人とし、選挙区制とする。
(3) 三役	
旧鴻巣市	市長は新市の市長、助役は新市の助役、収入役は新市の収入役。
旧吹上町	町長、助役は退職、収入役は任命なし。
旧川里町	町長は退職、助役は任命なし、収入役は退職。
(4) 一般職	
定員管理	<p><定数の削減>10年間で200名の削減予定。</p> <p><新規採用の抑制>退職者数の1/2採用で、10人を上限とする。</p>

給与の調整	編入合併のため旧鴻巣市の給料表を使用し、旧吹上町・旧川里町の職員は旧鴻巣市の給料表の直近上位へ貼りつけた。	
役職の調整	旧鴻巣市の役職に、現職を張りつけた。	
(5) 組織・機構の整備方法（合併と同時に部・課とも完全に統合）		
統合した課は、企画・総務・議会・会計等の管理部門であり、合併後も支所に残した課は、住民・福祉・環境等の住民サービスに係る部門とした。上記のとおり住民サービスに係る課は、住民にとって役所が遠くならないよう配慮して組織・機構を整備した。		
(6) 関係市町村の従前の支所・出張所の整備方法		
合併前の1市2町は、支所・出張所を設置していなかった。		
(7) 地域審議会等		
設置の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無	
その理由	合併協議の中では「地域自治組織の取扱い」という項目を設け地域審議会等の設置について協議したが、住民がまちづくりに参加できる他の機関があったため、設置しないこととした。	
(8) 市町村税のうち、税率の調整を要した税目とその調整方法		
都市計画税	旧鴻巣市 0.2% 旧吹上町 0.3% 旧川里町 課税なし	旧川里町については、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度は課税をしない。旧吹上町の税率については、合併が行われた日の属する年度は現行のとおりとし、2006年度は0.28%、2007年度は0.26%、2008年度は0.24%、2009年度は0.22%、2010年度は0.2%とする。
市街化区域農地に対して課する固定資産税・都市計画税	旧鴻巣市 課税あり 旧吹上町 課税なし 旧川里町 課税なし	合併が行われた日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から5年度分は宅地並み課税を行わない。
(9) 上下水道使用料（調整方針：当面は旧自治体ごとに従前のとおりとする）		
上水道料金	合併後3年を目途に再編するよう現在調整中。	
下水道料金	合併後3年を目途に再編するよう現在調整中。	
(10) 上下水道以外の使用料等（調整方針：当面は旧自治体ごとに従前のとおりとする）		
例外措置	特になし。	
(11) 国民健康保険事業の調整（調整方針：被保険者数の多い旧鴻巣市に合わせる。）		
賦課徴収方法	旧鴻巣市 税方式 4方式 旧吹上町 税方式 4方式 旧川里町 税方式 4方式	合併後も合併前と同様に税方式、4方式。
所得割	旧鴻巣市 8.0% 旧吹上町 7.5% 旧川里町 7.3% 2005年度は不均一課税	2006年4月1日から医療分8.0%統一予定。

資産割	旧鴻巣市 30% 旧吹上町 29% 旧川里町 30%	2006年4月1日から30%に統一予定。
均等割	旧鴻巣市 15,000円 旧吹上町 18,000円 旧川里町 15,000円 2005年度は不均一課税	2006年4月1日から15,000円に統一予定。
平等割	旧鴻巣市 15,000円 旧吹上町 19,000円 旧川里町 15,000円 2005年度は不均一課税	2006年4月1日から15,000円に統一予定。
(12) 介護保険事業（調整方針：国の制度のため同一金額に統一する）		
第1号被保険者の月額基準保険料	旧鴻巣市 2,458円 旧吹上町 2,892円 旧川里町 2,592円	合併のあった2005年度は第2期事業期間中であったため、旧市町の保険料を適用した（不均一賦課）。2006年度に保険料の改訂があるため、2006年度に統一予定。
(13) 電算システムの取扱い		
整備方法	既存システムに合併団体のデータを集約して対応したものとシステムのキャパシティから新規に構築したものの両方があるが、既存システムにより統合したものが大半である。	
(14) 町・字の名称・区域		
名称・区域の変更	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無	
変更した場合、その内容と理由	町・字の区域及び名称は、基本的に現行のとおりとした。ただし、旧吹上町の「本町」は「吹上本町」に、「富士見」は「吹上富士見」に変更した。また、旧鴻巣市と旧吹上町の大字名は、「大字」を削除した名称に変更した。	

6. 合併後の状況

(1) 合併による財政削減効果：9,710百万円/10年間 人件費分のみ	
(2) 基本構想および総合計画の策定	
基本構想	策定作業中（具体的に：2005年度中に策定予定）
総合計画	策定作業中（具体的に：2006年度中に策定予定）
(3) 合併による効果	
<p><②サービスの高度化・多様化></p> <p>町では提供することができなかった住民サービスが市になることにより多様なサービスを提供できるようになる。</p>	
<p><④広域的視点に立ったまちづくりと施策展開></p> <p>合併前には同じような体育施設などがあったが、今後は広域的視点に立って効率的に施設整備を進めることができる。また、行政境であったため駅周辺の区画整理事業を進めることが難しかったが、合併に伴い一体的に整備することができる。</p>	

<⑤行財政の効率化>

合併に伴い議員や特別職の職員を少なくすることができる。また、職員についても総務・企画部門の職員を窓口などの住民サービス部門へ回すことができ、退職に伴う新規採用職員の補充を少なくすることができる。

(4) 合併による問題点と解決策

<②中心部と周辺部の格差が増大する>

合併前の3市町のうち鴻巣地区とそれ以外の地区の格差が増大するおそれもあるが、市民が多く利用する駅や旧町の重点地区を拠点として、均衡ある発展を実現するよう新市建設計画を作成した。

(5) 残された課題

交付税や補助金が削減され厳しい財政状況となる中、新市の玄関口となる駅前の区画整理事業などの基盤整備や、合併時に統一できなかった電算システムの統合などの課題が残されている。